

開発許可等と農地転用許可との 調整に関する手続き等について

昭和 44 年 10 月 22 日 44 農地 B 第 3177 号
農林次官から各地方農政局長、各都道府県知事
あて

このことについて、別添写しのとおり覚書を交換したので了知されるとともに、その運営に遺憾のないようにされたい。

(別添)

44 農地 B 第 3177 号
建設省計宅開発第 103 号
昭和 44 年 10 月 21 日

農林省農地局長
建設省計画局長

開発許可等と農地転用許可との調整に関する覚書

農林省及び建設省は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の施行に伴い、市街化調整区域における同法による開発許可等と農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による農地転用許可との調整に関し、下記のとおり了解するとともに、関係機関を指導するものとする。

記

1 用語の定義

- (1) この覚書において、「農地」とは、農地法第 4 条、第 5 条又は第 73 条の規定により転用（そのための権利の設定又は移転を含む。以下同じ。）が制限される土地（2 の(1)による連絡及び調整を了してした転用許可に係る土地を含む。）をいう。
- (2) この覚書において、「開発許可」とは都市計画法第 29 条又は第 43 条第 1 項の許可をいい、「開発許可権者」とは転用許可に関する権限を有する者をいう。
- (3) この覚書において、「転用許可」とは農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可及び同法第 73 条第 1 項の規定による農地等の転用の許可をいい、「転用許可権者」とは転用許可に関する権限を有する者をいう。

2 処分に関する連絡又は調整

開発許可権者又は転用許可権者は、その権限に係る処分をしようとする場合において、当該処分に係る土地が農地等であるときは、次により相互に連絡又は調整を図るものとする。

(1) 開発許可及び転用許可に関する処分について

ア 開発許可権者又は転用許可権者は、開発許可又は転用許可（これらの許可に関し事前審査の制度が設けられている場合にあつては、当該事前審査の申出についての内示を含む。以下同じ。）に関する処分をしようとするときは、あらかじめ相互に連絡し、可及的すみやかに

調整を図るものとする。この場合において都市計画法第 34 条第 10 号イに掲げる開発行為については、開発審査会に付議する前に事前審査等の措置を講ずることによりその円滑な調整を行うものとする。

イ 開発許可及び転用許可は、アによる調整を了した後に同時にするものとする。

(2) 都市計画法第 42 条の規定による許可について

開発許可権者は、都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可をしようとする場合において、当該許可の申請に係る事案が転用許可に係るものであるときは、あらかじめ転用許可権者に連絡し、可及的すみやかに調整を行うものとする。

(3) 都市計画法第 45 条の規定による承認について

開発許可権者は、都市計画法第 45 条の規定による承認をしようとする場合においては、当該承認の申請に係る事案が転用許可に係るものであるときは、あらかじめ転用許可権者に連絡し、可及的すみやかに調整を行うものとする。

(4) 都市計画法第 81 条の規定による処分について

開発許可権者は、都市計画法第 81 条第 1 項の規定による処分をしようとする場合において、当該処分の内容が転用許可に係る農地等の全部又は一部をその許可に係る事業の用に供し得なくするもの等当該処分に係る開発行為及び転用許可の調整の内容を変更することとなるものであるときは、あらかじめ当該処分の内容並びに当該処分をする理由及び時期を転用許可権者に連絡するものとする。

(5) 転用許可の取消しについて

転用許可権者は、転用許可の取消し処分をしようとする場合において、当該処分に係る土地の全部又は一部が開発許可に係るものであるときは、あらかじめ当該処分をする理由及び時期を開発許可権者に連絡するものとする。

3 その他の連絡等

(1) 開発許可権者は、都市計画法第 38 条の規定による開発行為の廃止の届出があった場合において、当該開発行為に係る土地の全部又は一部が農地等であるときは、その旨を転用許可権者に連絡するものとする。

(2) 開発許可権者又は転用許可権者は、都市計画法第 29 条若しくは第 43 条第 1 項又は農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項若しくは第 73 条第 1 項の規定に違反して開発行為等と行っている事例（開発許可又は転用許可の条件に違反しているものを含む。）を知った場合において、当該事例に係る土地の全部又は一部が農地等であるときは、遅滞なくその旨を相互に連絡するものとする。

(3) 開発許可権者は、都市計画法第 29 条又は第 43 条の規定の適用等に関する疑義について転用許可権者から照会を受けたときは、書面により回答する等適切な措置を講ずるものとする。